

督促状

放課後児童会保護者負担金について納期限までに納付の確認ができないため、記載された指定期限までに納付してください。

督促状について不服がある場合は、下の問い合わせ先までご連絡ください。

・ 延滞金について

放課後児童会保護者負担金の納付が遅れると、保護者負担金以外に「延滞金」が発生する場合があります。延滞金が発生した場合は、別途納付書を送付します。

・ 納付確認について

金融機関窓口で納付された場合、市で納付確認できるまでに2週間程度かかります。ついては、すでに納付していただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

なお、領収書を5年間は保管してください。

【問い合わせ先】

浜松市教育委員会教育総務課 児童会管理グループ

TEL：053-457-2401

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）